

お知らせ

4月6日~15日は 春の全国交通安全運動

【運動の重点】

1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

入学や進級を迎える4月以降に、小学生の歩行中の交通事故が増加する傾向にあります。歩行者の安全を確保し、かけがえのない命を交通事故から守りましょう。また、歩行者が犠牲となる交通事故のうち、高齢者が占める割合が高くなっています。斜め横断や、横断禁止場所の横断を行わないようにするなど、交通ルールを守りましょう。

2 自転車の安全利用の推進

自転車は車両です。「自転車安全利用五則」を守り、安全運転を心掛けましょう。

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
- ⑤子どもはヘルメットを着用

3 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

歩行者が犠牲となる交通死亡事故が多発しています。自動車を運転する際は、道路脇から人や自転車が飛び出してくる「かもしれない」という意識を持ちましょう。

チャイルドシートは、交通事故の被害から幼児を守ります。チャイルドシート不使用時は致死率が約11倍高まるため必ず使用しましょう。

4 二輪車の交通事故防止

交差点を通過する際には、安全確認をしっかりと行い、カーブの手前では、十分に速度を落としましょう。交差点を直進する二輪車(オートバイ)は、右折するドライバーに気づかない場合があります。しっかり安全確認をしましょう。

○二輪車安全運転教室を開催します

日 4月11日(日)午後1時~3時

場 町田リサイクル文化センター

内 講話、技能実習等

定 30人(申し込み順)

費 200円(保険料)

申 4月8日までに電話で市民生活安全課へ。



問 市民生活安全課 ☎724・4003、町田警察署 ☎722・0110、南大沢警察署 ☎042・653・0110

最新号を発行しました~町田市 講座・イベント情報誌

生涯学習NAVI 好き!学び!

市内や近隣で4月~6月に開催または募集を開始する講座・イベント等の情報を掲載しています。

これから新たな学びにチャレンジしたい方、学習の機会を探している方は、ぜひご覧ください。

配布場所 市庁舎、各市民センター、各市立図書館等

※町田市ホームページ(右記二次元バーコード)でも



ご覧いただけます。

問 生涯学習センター ☎728・0071

大地沢青少年センター

10月分の利用受付開始

函 市内在住、在勤、在学の方が過半数のグループまたは個人

日 4月3日午前8時30分から電話で同センター(☎782・3800)へ。

※初日の午前8時30分~午後1時の受付分は抽選、午後1時以降は申し込み順に受け付けます。

※10月5日、12日、19日、26日は利用できません。

せせらぎの里 町田市自然休暇村

10月分の利用受付開始

函 市内在住、在勤、在学の方とその同行者

場 町田市自然休暇村(長野県南佐久郡川上村)

日 4月1日午前8時30分から電話で自然休暇村(☎0120・55・2838)へ(自然休暇村ホームページで申し込み可)。

※初日の午後1時までの受付分は抽選(自然休暇村ホームページで受付分も含む)、午後1時以降は申し込み順に受け付けます。

詳細は自然休暇村(☎0267・99・2912)へお問い合わせいただくか、自然休暇村ホームページの空室情報をご覧ください。

※10月7日、12日、13日は利用できません。

技能功労者・永年勤続従業員を表彰しました

問 産業政策課 ☎724・2129

市と町田商工会議所は、2020年度の技能功労者・永年勤続従業員の表彰式を2月8日に町田市文化交流センターで行い、その功績をたたえました。

技能功労者は、永く同一の職業に従事し、技能及び技術の鍛錬や後進の指導育成にあたり、市民生活の向上と産業の振興に顕著な功績が認められる技能者の方が対象で、今年度は15人が表彰されました。

永年勤続従業員は、市内の同一事務所に永年にわたり勤務している方が対象で、今年度は30年以上の勤続が6人、20年以上の勤続が3人、10年以上の勤続が13人、合計22人が表彰されました。永年勤続従業員の氏名等については、町田市ホームページをご覧ください。

技能功労者の推薦業種団体、技能職名及び氏名は、次のとおりです(順不同、敬称略)。

○東京都理容生活衛生同業組合町田支部 理容師:長澤誠

○町田市管工事協同組合 配管職:内藤清一

○東京都電気商業組合町田支部 電気工事士:設楽忠男

○町田市柔道整復師会 柔道整復師:久島和雄

○町田菓子組合 製菓技術士:阿蘇俊之

○有限会社伊師工務店 大工職:宮源治、宮孝男

○町田電気工事協同組合 電気工事士:石井賢治

○一般社団法人町田市建設業協会 大工職:亀山光男、林茂夫/その他:榎本勉

○東京土建一般労働組合町田支部 大工職:藤田豪/塗装職:木下聡/とび職:児島貴/配管職:佐藤重明



町田市社会福祉協議会と町田青年会議所が災害時相互協力協定締結

問 福祉総務課 ☎724・2133

市では、町田市地域防災計画に基づき、地震等の大規模災害発生時に設置される町田市災害ボランティアセンターの運営を(社福)町田市社会福祉協議会に担っていただいています。

同協議会は、町田市災害ボランティアセンターの運営を円滑に進めるため、3月11日に、(一社)町田青年会議所と「災害時相互協力協定」を締結しました。

この協定は、同協議会が担う災

害ボランティアセンターの運営や町田青年会議所が行う支援物資の調達・供給等について、大規模災害発生時はもとより、平常時から相互に防災・災害ボランティア活動等への取り組みや事業に参加し、円滑な協力体制を築くものです。

これにより、被災地・被災者への生活支援や早期の復興に向けた支援活動を効果的に実施することが可能になります。

該当する方は申請を 各種福祉手当

問 障がい福祉課 ☎724・2148 関 ☎050・3101・1653

各種手当の概要は下表のとおりです。該当する方は、手当が支給される場合があります。手当によって認定要件や提出書類が異なりますので、申請の前にお問い合わせください。また、認定とならない場合もありますのであらかじめご了承ください。

2021年4月1日現在

手当の種類	対象	手当額(月額)	振込予定日
障害児福祉手当	①~③のいずれかに該当する20歳未満の方 ①おおむね身体障害者手帳1・2級②おおむね愛の手帳1・2度③常時介護を必要とする状態にある障がいまたは精神障がいがある ※手帳の等級にかかわらず所定の診断書で審査します。 ※施設入所者、障がいを理由とする年金を受給中、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。	1万4880円 ※請求の翌月分から支給されます。	5月10日(月)(2月~4月分) 8月10日(火)(5月~7月分) 11月10日(木)(8月~10月分) 2022年2月10日(木)(11月~1月分)
特別児童扶養手当	①~③のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方 ①身体障害者手帳1~3級程度②愛の手帳1~3度程度③日常生活に著しい制限を受ける程度の障がいまたは精神障がいがある ※所定の診断書で審査します(手帳に代えられる場合有り)。 ※児童が施設に入所中、障がいを理由とする年金を受給中、保護者・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。	手当等級1級=5万2500円 手当等級2級=3万4970円 ※請求の翌月分から支給されます。	4月(12月~3月分) 8月(4月~7月分) 11月(8月~11月分) ※都から11日払いで支給されます。
特別障害者手当	①~③のいずれかに該当する重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方 ①おおむね身体障害者手帳1・2級②おおむね愛の手帳1・2度③上記と同等の障がい・精神障がいがある ※手帳の等級にかかわらず所定の診断書で審査します。 ※施設入所者、3か月を超えて継続して入院中の方、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。	2万7350円 ※請求の翌月分から支給されます。	5月10日(月)(2月~4月分) 8月10日(火)(5月~7月分) 11月10日(木)(8月~10月分) 2022年2月10日(木)(11月~1月分)
心身障害者福祉手当	①~④のいずれかに該当する20歳以上65歳未満の方 ①身体障害者手帳1・2級②愛の手帳1~3度③脳性マヒ④進行性筋萎縮症 ※施設入所者、所得が一定額以上の方は除きます。精神障害者保健福祉手帳は対象になりません。	1万5500円 ※請求の当月分から支給されます。	4月23日(金)(12月~3月分) 8月25日(火)(4月~7月分) 12月24日(金)(8月~11月分)
重度心身障害者手当	①~③のいずれかに該当する常時複雑な介護が必要な65歳未満の方 ①重度の知的障がい、常時著しい精神症状がある②重度の知的障がいと重度の身体障がいがある③両上肢及び両下肢の機能が失われ座位困難である ※施設入所者、3か月を超えて継続して入院中の方、所得が一定額以上の方は除きます。	6万円 ※請求の当月分から支給されます。	毎月20日までに前月分を支給 ※都から支給されます。

※扶養義務者…申請者と同居している父母、祖父母、子、兄弟姉妹、孫等/上記支給日以外に支払いを行うこともあります/支給日が土・日曜日、祝休日の場合は、原則としてその直前の金融機関営業日を支給日とします/手当受給中の方は、今年度の振込予定日をご確認ください。